

船舶事故調査報告書

令和3年1月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年7月19日 15時00分ごろ
発生場所	愛媛県伊予市森漁港南西方沖 郡中港西防波堤灯台から真方位213° 1.7海里付近 (概位 北緯33° 44.2′ 東経132° 40.5′)
事故の概要	水上オートバイクロスオーシャンIIは、遊走中、洗岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和2年7月30日、主管調査官（広島事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ クロスオーシャンII、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	281-42202愛媛、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底部外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、遊走中に洗岩（以下「本件洗岩」という。）に乗り揚げた。 船長は、森漁港南西方の海域を遊走するのが初めてであり、発進する際、左舷船首方にパイル（以下「本件パイル」という。）が1本見えていたが、本件パイルが本件洗岩を表示していることを知らなかった。
分析	本船は、遊走中、船長が、森漁港南西方の海域を遊走するのが初めてであり、本件洗岩の存在を知らず、本件洗岩の存在を示す本件パイルが見えていたものの、本件パイルに向かって航行したことから、本件洗岩に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、遊走中、船長が、本件洗岩のある海域を遊走するのが初めてであり、本件洗岩の存在を知らず、本件洗岩の存在を示す本件パイルが見えていたものの、本件パイルに向かって航行したため、本件洗岩に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・船長は、障害物や目標となる物標の情報を収集し、安全に航行できる水域を航行すること。